

検討会報告の取りまとめについての基本的方針（案）

1．アスベスト問題への当面の対応（アスベスト問題に関する関係閣僚による
会合）の規定に対応すること

大気環境への飛散防止措置の対象となる解体・補修作業の規模要件等を撤廃する。（来年2月までに関係規定を改正）

2．大気汚染防止法施行令、施行規則の改正を念頭に置くこと

大気汚染防止法施行令

（特定建築材料）

第三条の三 法第二条第十二項 の政令で定める建築材料は、吹付け石綿とする。

（特定粉じん排出等作業）

第三条の四 法第二条第十二項 の政令で定める作業は、次に掲げる作業とする。

一 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物又は同条第九号の三に規定する準耐火建築物で延べ面積が五百平方メートル以上のもの（次号において「特定耐火建築物等」という。）を解体する作業であつて、その対象となる建築物における特定建築材料の使用面積の合計が五十平方メートル以上であるもの

二 特定耐火建築物等を改造し、又は補修する作業であつて、その対象となる建築物の部分における特定建築材料の使用面積の合計が五十平方メートル以上であるもの

大気汚染防止法施行規則

（作業基準）

第十六条の四 石綿に係る法第十八条の十四 の作業基準は、別表第七の中欄に掲げる作業の種類ごとに同表の下欄に掲げるとおりとする。

大気汚染防止法施行規則別表第七

一	<p>令第三条の四第一号に掲げる作業 (次項に掲げるものを除く。)</p>	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 特定建築材料の除去を行う場所(以下「作業場」という。)を他の場所から隔離し、作業場の出入口に前室を設置すること。</p> <p>ロ 作業場を負圧に保ち、作業場の排気に日本工業規格Z四八一二に規定する放射性エアロゾル用高性能エアフィルタを付けた集じん・排気装置を使用すること。</p> <p>ハ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>ニ 特定建築材料の除去後、作業場の隔離を解くに当たっては、特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の特定粉じんを処理すること。</p>
二	<p>令第三条の四第一号に掲げる作業のうち、人が立ち入ることが危険な状態の建築物を解体する作業その他の建築物の解体に当たりあらかじめ特定建築材料を除去することが著しく困難な作業</p>	<p>作業の対象となる建築物に散水するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p>

三	令第三条の四第二号に掲げる作業	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物の部分に使用されている特定建築材料を除去し、囲い込み、若しくは封じ込めるか、又はこれらと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 特定建築材料を除去するに当たっては一の項下欄イから二までに掲げる事項を遵守すること。</p> <p>ロ 特定建築材料を囲い込み、又は封じ込めるに当たっては、当該特定建築材料の劣化状態及び下地との接着状態を確認し、劣化が著しい場合、又は下地との接着が不良な場合は、当該特定建築材料を除去すること。</p>
---	-----------------	---

- 3 . 政令・施行規則の運用等に係るものについては、配慮事項または検討課題として示すこと
- 4 . 大気汚染防止法の改正等にかからむ事項がある場合には、今後の課題として示すこと
- 5 . 石綿障害予防規則との整合性に十分配慮すること